

「青森県縮尺 1/2,500、1/10,000 数値地形図」

(共同著作物)

利 用 の 手 引 き

平成19年7月

 株式会社 みちのく計画

# 目 次

## 第一章 基本事項

1. PPP方式とは	1
2. 利用許諾	1
3. 管理運営事業の一部委託	1
4. 青森県縮尺 1/2,500 及び 1/10,000 数値地形図	2
5. 共同著作物	2
6. 共同事業者の二次著作物	2
7. 利用者	3
7 - 1. 官公署	3
7 - 2. 民間	3
8. 県の組織による自己利用及び市町村への委任事務での利用	3
9. 遵守事項	3
10. 書類の提出	4
11. 利用の手続き	4
12. かし担保期間	5

## 第二章 著作権使用料

13. 利用許諾契約の設定条件	5
14. 著作権等使用料（ライセンス料）	5
15. その他の著作権使用料	5

## 第三章 利用許諾手続き

16. 著作権法に基づく利用許諾申請	6
16 - 1. 申請方法	6
16 - 2. 利用許諾	6
16 - 3. 利用許諾契約締結	6
16 - 4. 共同著作物の提供	6
16 - 5. 利用期間	7
16 - 6. 利用契約の解除	7
16 - 7. 利用に関する疑義の調整	7

## 第四章 利用内容と利用許諾条件

17. 内部利用	8
18. 貸 与	9
18 - 1. 貸与の利用許諾条件	9
18 - 2. 利用許諾申請	9
19. 刊行	9
20. 公衆配信	10

## 第五章 本事業（利用許諾、二次著作物作成等）に関わる問い合わせ

21. 本手引きについて	10
22. 共同著作物について	10
23. 利用許諾について	11
24. 二次著作物について	11
25. 紛争処理	11
26. コールセンター	11

(表 - 1) ~ (表 - 5) その他	13 ~ 15
-----------------------	---------

## PPP方式による青森県縮尺1/2,500、1/10,000 数値地形図利用の手引き

### 第一章 基本事項

#### 1. PPP方式とは

PPP (Public Private Partnership) 方式による青森県縮尺1/2,500 数値地形図更新事業とは、従来、行政で更新していた数値地形図を、県と民間事業者と共同で更新する新たな事業形態です。具体的には、民間事業者の資金・経営・技術・管理運営のノウハウや創意工夫を活用することにより地図更新コストを削減し、官公署及び民間に対し効果的かつ効率的な公共サービスを提供することを目的としています。

このことから、青森県縮尺1/2,500 数値地形図更新事業による更新の範囲にあたる対象市町村（青森地区・弘前広域地区・八戸地区の都市計画区域に含まれる市町村）では、都市計画図等の基礎図となる数値地形図を、従来より更に安価な費用で利用することができるようになります。

株式会社みちのく計画(以下「METAP」という。)は、PPP方式による青森県縮尺1/2,500 数値地形図更新事業の民間事業者に選ばれ、青森県縮尺1/2,500 数値地形図更新及び青森県縮尺1/10,000 数値地形図整備を担当するとともに、青森県(以下「県」という。)と数値地形図データに関する「管理運営」に関する協定を締結し、数値地形図データ等の共同著作物の保全、利用、販売及び著作権に関する使用料等の徴収、管理、保全等を行ってまいります。

#### 2. 利用許諾

PPP方式により、県とMETAPが共同で整備した「青森県縮尺1/2,500及び1/10,000 数値地形図」は、県とMETAPの共同著作物であり、県とMETAP以外の第三者は、許可なく無断で「青森県縮尺1/2,500及び1/10,000 数値地形図」を利用(使用)することができません。

本手引きでいう「利用許諾」とは、本来県とMETAPだけが著作権者として有する著作権法上の権利を、県とMETAPが承認した条件あるいは範囲内において、利用(使用)ができることを意味しています。

また、METAPが県の許可を得て作成した二次著作物(以下、「事業者二次著作物」という。)の「利用許諾」とは、METAPが著作権者として有する著作権法上の権利を、METAPが承認した条件あるいは範囲内において、利用(使用)ができることを意味しています。事業者二次著作物を利用する場合は、別途、「PPP事業による事業者二次著作物利用の手引き」をご覧ください。

#### 3. 管理運営事業の一部委託

県とMETAPは「管理運営」に関する協定を締結し、著作物の管理運営を行っています。管理運営事業の内容は次のとおりです。

共同著作物のデータ変換及び販売

二次著作物の作成及び販売

A S P の運営維持管理

上記により、共同著作物及び事業者二次著作物の販売、A S P のサービス提供等は METAP が行なうこととなります。

#### 4 . 青森県縮尺 1 / 2,500 及び 1 / 10,000 数値地形図

本事業によって更新された「青森県縮尺 1 / 2,500 数値地形図」とは、青森県防災消防課が防災 G I S 数値基本図として平成 1 2 年に整備（助言：平 1 2 東公第 1 9 0 号）したデータを更新したものです。また、「青森県縮尺 1 / 10,000 数値地形図」とは、縮尺 1 / 2,500 数値地形図更新区域以外の都市計画区域の数値地形図を新規で整備したものです。これは、測量法第 3 6 条の届出を行った公共測量成果の品質と精度を有し、かつ、日本測量協会技術センターの検定を受けたものです。

#### 5 . 共同著作物

県と METAP の共同著作物である「青森県縮尺 1 / 2,500 及び 1 / 10,000 数値地形図」は、次のように二種類に分かれています。利用内容に応じて必要な著作物を提供します。

1 ) ベクトル共同著作物・・・ベクトルデータ仕様の次のものをいいます。

（製品番号 K 1） 1 / 2,500 D M データファイル及び同説明書

（製品番号 K 2） 1 / 2,500 作図データファイル

（製品番号 K 3） 1 / 10,000 D M データファイル及び同説明書

（製品番号 K 4） 1 / 10,000 作図データファイル

2 ) アナログ共同著作物・・・ベクトルデータ仕様以外の次のものをいいます。

（製品番号 K 5） 1 / 2,500 地形図（紙）

（製品番号 K 6） 1 / 10,000 地形図（紙）

（製品番号 K 7） 1 / 2,500 地形図（ポリエステルシート）

（製品番号 K 8） 1 / 10,000 地形図（ポリエステルシート）

（製品番号 K 9） 引伸ばし写真図

上記、～ のアナログ共同著作物に関しては、「P P P 事業による事業者二次著作物」利用の手引きに従って販売することとします。

#### 6 . 事業者二次著作物

METAP が県の許可を得て作成した事業者二次著作物は次のものをいいます。

（製品番号 N - 1） デジタルオルソフォトデータ

（製品番号 N - 2） デジタルオルソ写真図

上記、事業者二次著作物に関しては、「PPP事業による事業者二次著作物」利用の手引きに従って販売することとします。

## 7. 利用者

共同著作物は、県と METAP が承認した条件あるいは範囲内において、官公署及び民間での利用が可能です。利用者については、次のように設定しています。

### 7 - 1 . 官公署

国の機関、及び国の機関に準ずる機関

対象市町村・・・本事業において更新された数値地形図の区域となっている市町村  
(青森・弘前広域・八戸の各都市計画区域)

市町村・・・対象市町村以外の市町村

教育機関・・・小学校、中学校、高等学校、大学(短大も含む) 専修学校等

青森県、及び、青森県の機関・・・県の組織に関わる全ての機関

### 7 - 2 . 民 間

民間企業・・・官公署以外の民間企業

民間人・・・官公署及び民間企業以外の個人

## 8. 県の組織による自己利用及び市町村への委理事務での利用

「県の組織による自己利用及び市町村への委理事務での利用」とは、県の組織による内部利用、及び、県から市町村への委理事務に利用することをいいます。

## 9. 遵守事項

共同著作物を利用する際には、次の利用許諾条件を遵守していただきます。なお、これらの利用許諾条件は、利用契約書等に記載されています。

共同著作物に係る県と METAP の著作権を侵害した場合には、利用者が一切の責任を負うこと。

申請書に記載されている内容どおりに使用し、他の目的には使用しないこと。他の目的に利用する場合には、改めて申請し承認を得ること。

測量法及び著作権法を遵守すること。

利用者が共同著作物を利用して二次著作物を作成した場合には、共同事業者である METAP に完成品の写しを一部送付すること。

その他契約書、利用許諾書及び承認書に付された利用条件を遵守するとともに、著作物の保護に十分配慮して取り扱うこと。

利用条件に違反し、速やかにその是正を行わない場合には、承認を取り消されることが

ある。これにより生じた損害は利用者の負担とする。

内部利用として複製した場合は、承認番号及び出典、二次著作物の作成の場合は、承認番号及び著作権者の権利を明示すること。

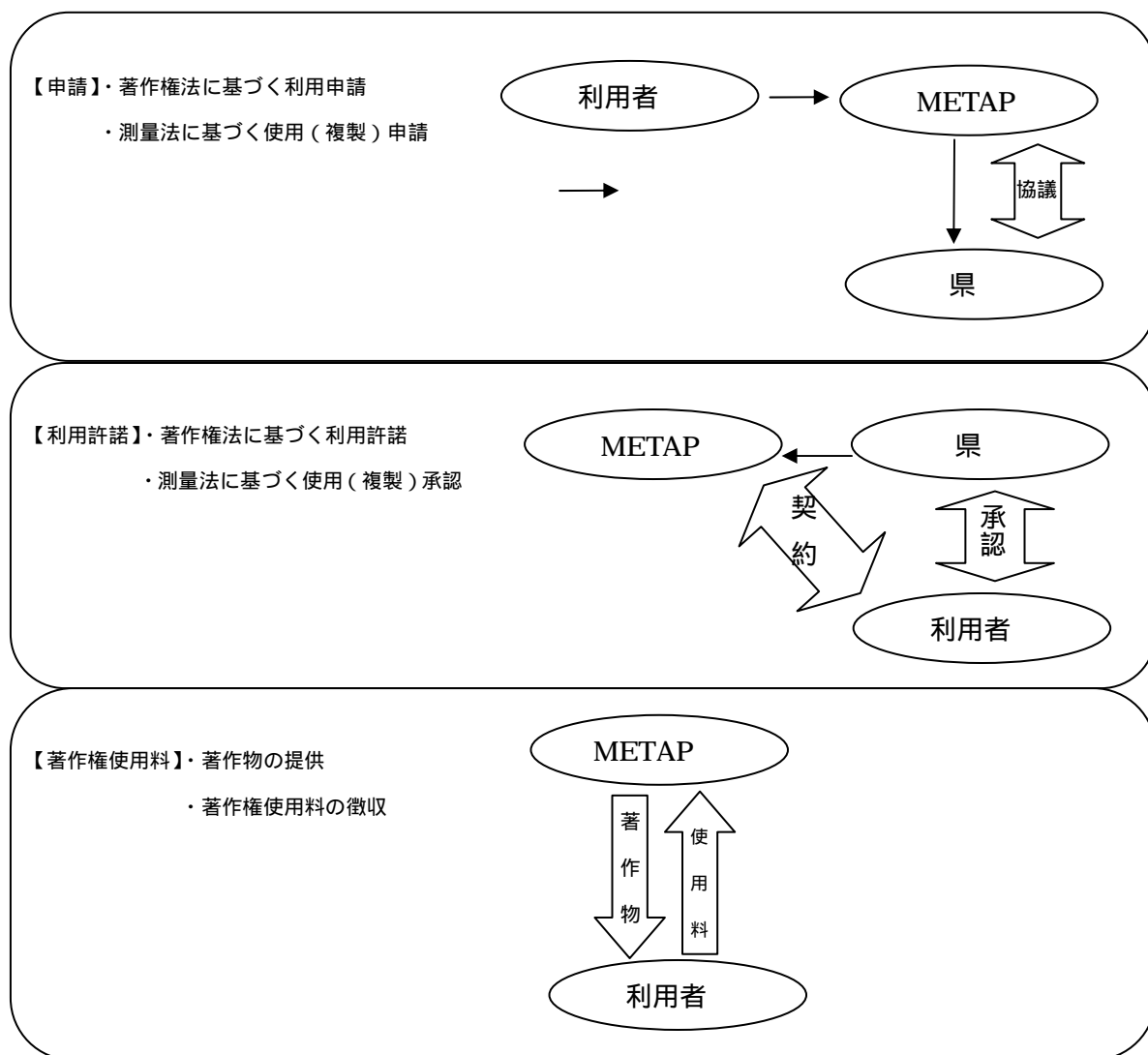
## 10. 書類の提出

利用申請の際には、(表 - 1) 様式集一覧の様式に必要な事項を記入して提出していただきます。

## 11. 利用の手続き

利用に際しては、以下の様な手続きの流れになります。

詳細につきましては、第三章に詳しく説明がございます。



## 12. かし担保期間

共同著作物に「かし」が確認された場合、修正データと交換いたしますが、かし担保期間は、次回地形図更新事業による共同著作物の更新時か、平成30年3月31日のいずれか早い日となります。

## 第二章 著作権使用料

### 13. 利用許諾契約の設定条件

「青森県縮尺1/2,500及び1/10,000数値地形図」の利用には、著作権法に基づく利用許諾契約が必要となります。利用者は、METAPとの間で利用許諾契約を締結し、METAPに著作権使用料を支払っていただくことになります。

利用許諾契約は、利用の目的、著作物の種類、ライセンス数などを明記し、これらに変更があった場合には、利用許諾契約の変更（再申請）が必要となります。

利用許諾契約には、定額著作権使用を設定することができます。定額著作権使用とは、一つの著作権使用契約で全部署（官公署）、全社（民間企業）で利用できる（ライセンスフリー）ものです。

定額著作権使用料での利用許諾契約は、官公署または民間企業との契約ですので、利用者は官公署の職員及び民間企業の社員となりますが、個人的な利用はできません。

### 14. 著作権等使用料（ライセンス料）

購入著作権使用料は、利用許諾契約書に明記された、著作物の種類、ライセンス数に応じて支払うものとし、1ライセンス当たりの購入著作権使用料は、（表-4）のとおりとなります。

定額著作権使用料は、（表-3）のとおりとなりますが、市町村を超えた広域の範囲をご利用の場合は別途ご優待価格を設定いたしますので、METAPコールセンターまでご相談ください。

著作権使用料は、著作物の利用許諾契約が締結された時に遅滞なく支払うものとし、前納が原則となります。

### 15. その他の著作権使用料

前項の著作権使用料は、契約者の内部利用に限定されますので、下記の利用の場合は、別途再販著作権使用料（再販ライセンス）が必要となります。

- 1) 有償刊行
- 2) 有償の公衆配信

なお、上記の1)、2)において無償の場合は、内部利用の範囲に含まれるものとして再販著作権使用料は不要です。

上記の再販著作権使用料は、個別申請毎に利用内容（刊行部数、販売価格等）を基に、

料金が決定されます。この場合の著作権使用料も前納が原則となります。  
その他の著作権使用料につきましては、事前に METAP コールセンターまでお問い合わせ  
してください。

### 第三章 利用許諾手続き

#### 16．著作権法に基づく利用許諾申請

##### 16 - 1．申請方法

管理運営事業者 METAP に対して著作権法に基づく利用許諾申請書（様式 2）  
を提出していただきます。

県に対して測量法に基づく使用又は複製承認の申請書（様式 1）を提出して  
いただきます。ただし、アナログ共同著作物の販売については、注文書及び納品書  
に記載された利用許諾条件及び遵守事項の同意をもって、測量法の手続きに代え  
ます。

測量法に基づく使用又は複製承認の申請手続きは METAP が代行しますので、  
著作権法に基づく利用許諾申請と同時に手続きをすることができます。

##### 16 - 2．利用許諾

県と METAP は、提出していただいた申請に基づき、利用許諾の可否及び利用許諾  
内容等について協議をいたします。

協議の結果、利用を許諾する場合は、METAP は著作権法による利用許諾書（様式 5）  
を発行いたします。また、同時に県からは測量法による使用又は複製承認の  
通知（様式 3）を発行いたします。

協議の結果、利用を許諾しないと決定した場合は、METAP はその理由をもって通知  
（様式 - 6）いたします。また、県からは測量法による使用又は複製の不承認書  
（様式 4）をもって通知いたします。

##### 16 - 3．利用許諾契約締結

県からの測量法に基づく使用又は複製承認の後、METAP と著作物利用に係る契約を  
締結していただきます。

利用許諾契約書（様式 - 7）は、METAP から 2 部送付いたします。2 部ともに申請者  
名を記入の上押印していただき返送していただきます。METAP は契約書を受領し押印  
の上、1 部を申請者へ返送いたします。この受領日をもって契約日といたします。

##### 16 - 4．共同著作物の提供

契約締結後、METAP から CD - ROM、出力図等の購入品一式、納品書（様式 - 14）及び  
受領書（様式 - 15）が送付されます。

購入品の内容を確認していただき、不備がなければ受領書を METAP に返送ください。もし、送付された購入品に不備等があった場合は、すぐにMETAP にご連絡ください。正しいものを再度お送りいたします。

共同著作物は本手引きに記載されている形式で提供いたしますが、作図データファイルにつきましては、DGN、Shape、DWG、DXF の形式からご指定ください。また、それ以外のデータ形式への変換を希望される場合は、前もって変換可能かどうか、METAPまでお尋ねください。この場合は、別途データ変換手数料が必要となる場合がございますので利用許諾契約の際に協議する必要があります。

#### 16 - 5 . 利用期間

契約期間は任意に設定可能ですが、最長でも平成30年3月31日をもって自動的に終了することとなります。

契約期間内で利用又は使用を中止したいときは、METAP に契約終了の書類（様式 - 10）を申し出ていただきます。それを受けてから契約終了書（様式 - 11）を METAP から送付します。それをもって契約終了とさせていただきます。

利用契約が終了したときは、直ちにコンピュータ上にインストールされたデジタルデータを消去していただき、その旨を明記した誓約書を METAP に提出していただきます。

#### 16 - 6 . 利用契約の解除

利用契約のいずれかの条項に違反していることが確認された場合は、METAP から是正要請を通知（様式 - 12）いたしますが、通知後15日以内に改善が見られないときは、利用契約が解除される事がございます。

利用契約の解除は、METAP からの通知（様式 - 13）をもって解除といたします。

利用契約が終了したときは、直ちにコンピュータ上にインストールされたデジタルデータを消去していただき、その旨を明記した誓約書（様式 - 18）を提出していただきます。

#### 16 - 7 . 利用に関する疑義の調整

利用許諾に関する METAP との協議において、疑義が生じた場合には県に調整を依頼することができます。

調整の結果は、県から通知いたします。



作物と見なすことができます。

【二次著作物の例】

- 1) 原著作物を基図としてその上に各種主題図を付加して作成した著作物  
「土地利用図、建物現況図、用途地域図、道路網図、都市計画図、など」
- 2) 原著作物を拡大縮小編纂した著作物の上に各種主題図を付加して作成した著作物  
「管内図、パンフレット用の地図、など」

各種内部資料としての利用

行政資料、会議資料、調査用資料、及び外部への提出資料として共同著作物や二次著作物を複写機等により複製しての使用ができます。

## 18. 貸与

「貸与」とは、共同著作物又は利用者の二次著作物を第三者に貸し出すことをいいます。利用者の二次著作物を作成するためや、刊行物を作成するために、利用者がその作業を民間業者等に委託する場合は該当します。

### 18 - 1 . 貸与の利用許諾条件

第三者に貸与する場合には、貸与の手続き及び申請書等に定めた利用許諾条件を遵守させること。

共同著作物を貸与する場合には、貸与の目的が終了したとき、貸与を受けたものに対し、直ちに共同著作物を返却させるとともに、貸与を受けたもののパソコン等に記録されている関連するデータの消去をさせること。また、共同著作物の複製物や加工物等の処分及び破棄を確実にこなわせること。

### 18 - 2 . 利用許諾申請

貸与毎に測量法に基づく使用（複製）の申請を県に提出する必要があります。ただし、貸与の目的によっては、申請者と貸与を受けるものとの連名による誓約書の提出を求めることがあります。

申請にあたり、貸与する著作物名、貸与の目的、貸与範囲、貸与期間、貸与先等を明記していただきます。

## 19. 刊行

「刊行」とは、共同著作物を利用した利用者の二次著作物を紙地図等で刊行することをいいます。ただし、共同著作物をそのまま複製して刊行したり、電子媒体で刊行することはできません。

共同著作物の利用許諾契約を締結している場合には、刊行に関する申請をしていただきます。

申請にあたり、二次著作物の作成に利用する原著作物名、刊行物の名称、刊行の目的、









(表 - 2) 著作権料の種類・徴収費の別

	県			対象市町村及び官公署			第三者(一般)			
	内部利用	無償配布	有償配布	委任事務	内部利用	無償配布	有償配布	内部利用	無償配布	有償配布
共同著作物	無料	無料	無料	無料	定額ライセンス料	定額ライセンス料	-	購入著作権使用料	購入著作権使用料	-
各々が作成する二次著作物	(委託料)	(委託料)	(委託料)	(委託料)	定額ライセンス料 + (委託料)	定額ライセンス料 + (委託料)	定額ライセンス料 + (委託料) + 再販著作権使用料	購入著作権使用料	購入著作権使用料	購入著作権使用料 + 再販著作権使用料
事業者が作成する二次著作物	優待価格購入	優待価格購入	優待価格購入	-	購入著作権使用料	購入著作権使用料	購入著作権使用料 + 再販著作権使用料	購入著作権使用料	購入著作権使用料	購入著作権使用料 + 再販著作権使用料

有償配布を事業者が行う場合は、著作権使用料は不要。

(表 - 3) 定額著作権使用料(定額ライセンス料・・・対象市町村及びライセンスフリー対応料金)

対象市町村	青森市	弘前広域					計	八戸広域		
		弘前市	藤崎町	大鰐町	平川市	田舎館村		八戸市	おいらせ町	計
都市計画区域面積	237.53	178.97	22.01	20.43	48.5	19.16	289.07	213.97	32.92	246.89
対象市町村別面積比率	100	61.91	7.61	7.07	16.78	6.63	100	86.67	13.33	100
地形図独自更新費用(円)	60,276,930	57,424,587					57,424,587	72,304,239		72,304,239
総定額著作権使用料金(円)	6,000,000	5,700,000					5,700,000	7,200,000		7,200,000
個別定額著作権使用料金(円)	6,000,000	3,530,000	430,000	400,000	960,000	380,000	5,700,000	6,240,000	960,000	7,200,000

1. 都市計画区域面積はレベル 2,500 数値地形図、及び、レベル 10,000 数値地形図の合算面積。
2. 対象市町村別面積比率は、市町村毎の個別都市計画区域面積を都市計画区域の合計面積で除した比率。
3. 個別定額著作権使用料金は、総定額著作権使用料金を対象市町村別面積比率で按分した金額。

(表 - 4) 購入著作権使用料 (各地区の料金は 1/2,500 の図郭数に基づいて算出) (単位: 円)

データの種類	1図郭単価	青森地域(59図郭)	弘前広域(55図郭)	八戸地域(81図郭)
数値地形図	5,000	295,000	275,000	405,000
紙地図	1,200	147,500	137,500	202,500
写真図	12,500	737,500	687,500	1,012,500
デジタルオルソフォトデータ	12,000	708,000	660,000	972,000

～ は共同著作物。設定金額は付加情報を含んだ民間等向け。なお、利用契約した本人の利用に限られそのままの複製利用は禁止。  
 ～ までの共同著作物だけを対象市町村が希望する場合は実費にて提供。  
 は事業者による二次著作物。各地域の金額は、1/2,500数値地形図の図郭数に基づく。

(表 - 5) A S P 使用料

	青森	弘前広域	八戸広域
決定月額 (円)	20,000	20,000	20,000
年 額 (円)	240,000	240,000	240,000

- 1 P P P 事業専用サイトより共同著作物等のデータを販売。
- 2 地理情報システム ( G I S ) ソフトを上記料金で利用可能。

#### その他の著作権使用料

対象市町村による有償刊行等の再販著作権使用料は販売価格の10%。  
 事業者が作成する二次著作物は、デジタルオルソフォトデータを除いて、物品、価格とも青森県と協議の上決定。  
 第三者が有償販売を目的に共同著作物を利用する場合の再販著作権使用料は、別途青森県と協議の上決定。